

令和7年7月2日 松浦

～子育て世帯の心と体にゆとりを作ります！～

「ベビーシッター利用支援事業」が スタート！

区では、7月1日より、新たに「墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」を開始しました。本事業は、東京都の制度を活用し、区内にお住まいの保護者の方々を対象に、ベビーシッターによる一時的な保育サービスの利用料の一部を補助するものです。

本制度の対象となるのは、0歳から小学校3年生までのお子さまで、突発的な事情や保護者の皆様のリフレッシュなど、様々な場面で利用することができます。補助上限時間は、1年間に児童一人当たり144時間（多胎児の場合は288時間）までとなっています。また補助上限額は、日中（7時～22時）で1時間あたり2,500円、夜間（22時～翌7時）では3,500円です。

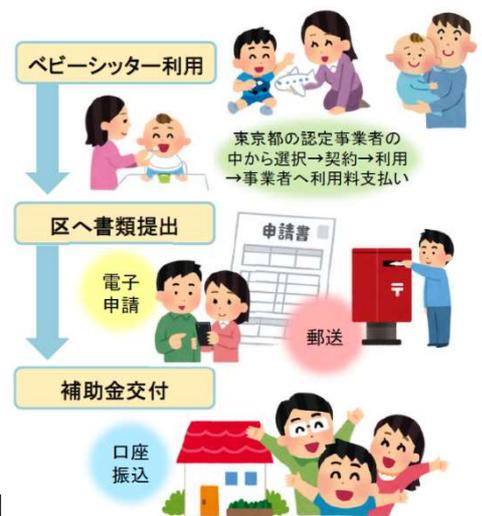
補助が受けられるのは、東京都が認定した事業者と直接契約をした場合に限りです。利用後に区への補助金申請をしていただくことで、審査後に補助金が交付されます。

区の担当者は、「以前より区民の方から事業実施を望む沢山の声をいただいていた。対象年齢のお子さまをもつ区民の方であれば利用ができ、申請もオンラインでスムーズに行えますので、この機会に是非ご利用ください。」と話します。

区はこれからも、子育ての輪を広げて地域で支え合う、みんなで育む子育てのまちを目指していきますので、今後の取組みにもご注目ください。

《概要》墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

- 開始日 : 令和7年7月1日
対象者 : 墨田区の住民基本台帳に登録があり、
0歳から小学校3年生までの子どもを
養育する保護者
補助上限時間 : 年度あたり児童1人につき144時間
(多胎児の場合は288時間)
補助上限額 : 日中（7時～22時）：1時間あたり2,500円
夜間（22時～翌7時）：1時間あたり3,500円
利用条件 : 東京都認定事業者との直接契約が必要です。
また利用後は区への補助金申請をしてく
ださい。
実施期間 : 令和8年3月31日まで（令和8年度以降は未定）
申込期限 : 原則毎月15日（土日祝は翌営業日）
※令和7年度分最終申込期限：令和8年4月15日



《詳細 URL》

https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/kosodate_site/azukeru/hoiku_service/babysitter_hojo.html

《問合せ》子育て支援総合センター TEL 03-3622-1150

※ お問い合わせは午後5時までにご利用します。（広報広聴担当 TEL 03-5608-6220）